

第 1 部

請負工事等必携

令和 8 年 5 月

大阪広域水道企業団

第 1 部 請負工事必携の構成

- 第 1 編 (欠番)
- 第 2 編 建設工事における社会保険等未加入対策
- 第 3 編 (欠番)
- 第 4 編 大阪広域水道企業団暴力団排除条例等
- 第 5 編 請負工事監督技術基準
- 第 6 編 建設副産物適正処理推進要綱
- 第 7 編 再生資源の利用の促進について
- 第 8 編 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 第 9 編 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制
対策実施要領
- 第 10 編 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針
- 第 11 編 薬液注入工事に係る施工管理等について
- 第 12 編 水質汚濁に係る環境基準について
- 第 13 編 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム
溶出試験実施要領 (案)
- 第 14 編 R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)
- 第 15 編 「土木コンクリート構造物の品質確保について」に係るテスト
ハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査について
- 第 16 編 監理技術者制度
- 第 17 編 建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項
- 第 18 編 土木工事安全施工技術指針
- 第 19 編 建設機械施工安全技術指針
- 第 20 編 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 第 21 編 工事現場における標示施設等の設置基準
- 第 22 編 道路工事保安施設設置基準 (案)
- 第 23 編 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり
測定要領
- 第 24 編 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領
- 第 25 編 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案)
- 第 26 編 大阪広域水道企業団公共測量作業規程
- 第 27 編 給水装置工事施行基準

目 次

第 1 部 請負工事必携

第 1 編	(欠番)	
第 2 編	建設工事における社会保険等未加入対策	1- 2- 1
第 3 編	(欠番)	
第 4 編	大阪広域水道企業団暴力団排除条例等	
1.	大阪広域水道企業団暴力団排除条例	1- 4- 1
2.	大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱	1- 4- 6
3.	大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの 暴力団の排除に係る措置に関する規則	1- 4- 10
第 5 編	請負工事監督技術基準	1- 5- 1
第 6 編	建設副産物適正処理推進要綱	1- 6- 1
第 7 編	再生資源の利用の促進について	1- 7- 1
第 8 編	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	1- 8- 1
第 9 編	コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材 反応抑制対策実施要領	1- 9- 1
第 10 編	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	1-10- 1
第 11 編	薬液注入工事に係る施工管理等について	1-11- 1
第 12 編	水質汚濁に係る環境基準について	1-12- 1
第 13 編	セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の 六価クロム溶出試験実施要領(案)	1-13- 1
第 14 編	R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1-14- 1
第 15 編	「土木コンクリート構造物の品質確保について」に係るテスト ハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査について	1-15- 1
第 16 編	監理技術者制度	1-16- 1
第 17 編	建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項	1-17- 1
第 18 編	土木工事安全施工技術指針	1-18- 1
第 19 編	建設機械施工安全技術指針	1-19- 1
第 20 編	建設工事公衆災害防止対策要綱	1-20- 1
第 21 編	工事現場における標示施設等の設置基準	1-21- 1
第 22 編	道路工事保安施設設置基準(案)	1-22- 1
第 23 編	非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及び かぶり測定要領	1-23- 1
第 24 編	微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の 強度測定要領	1-24- 1
第 25 編	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)	1-25- 1
第 26 編	大阪広域水道企業団公共測量作業規程	1-26- 1
	公共測量作業規程承認書	1-26- 2
	作業規程の準則の一部改正について(通知)	1-26- 3
第 27 編	給水装置工事施行基準	1-27- 1

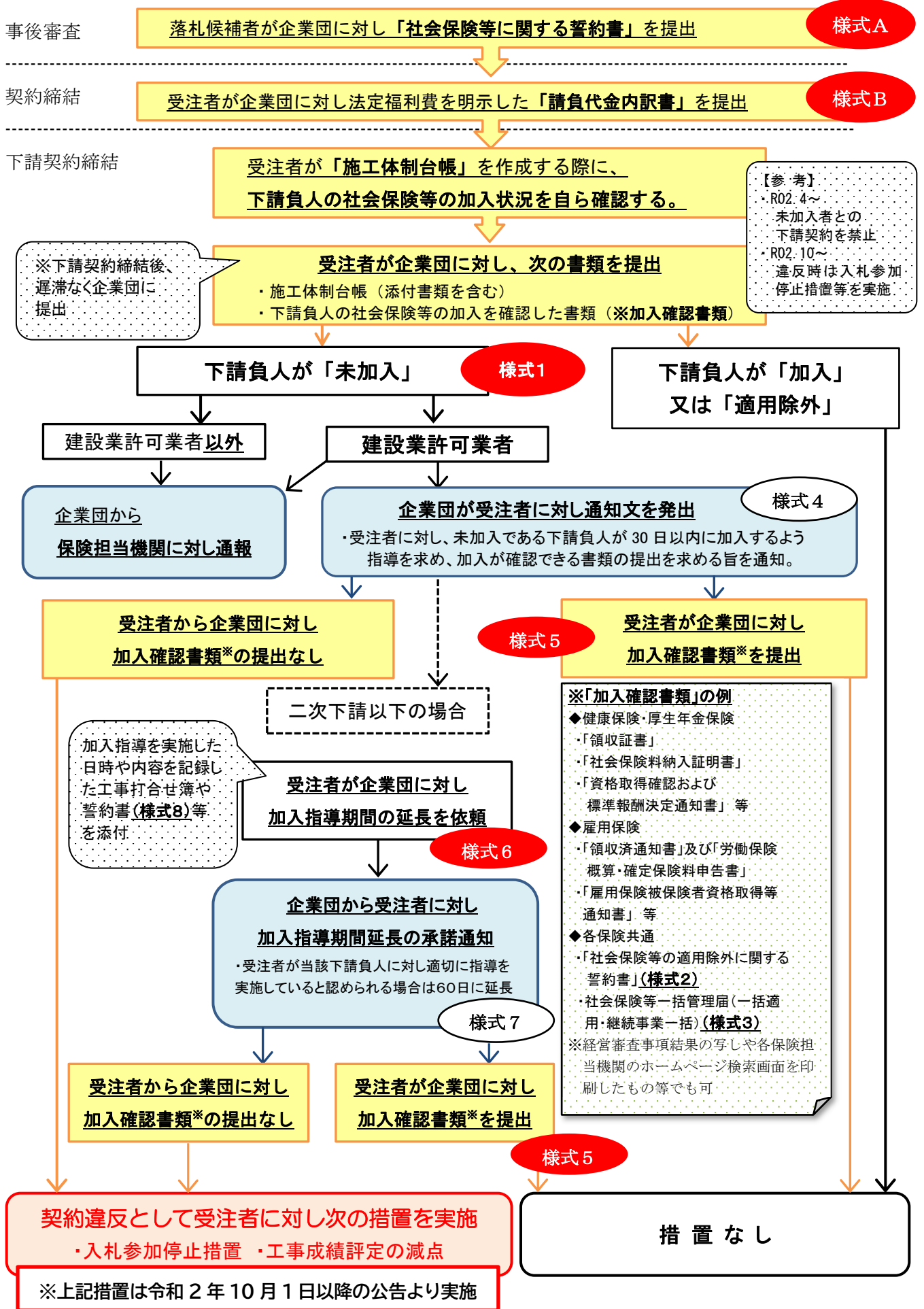
第 2 編

建設工事における社会保険等未加入対策

目 次

1. 建設工事における社会保険等未加入対策に係る手続きフロー・・・ 1- 2- 2
2. 社会保険等未加入対策の運用手続きに使用する各種様式集・・・ 1- 2- 3
3. 社会保険等の加入の事実を確認することができる書類の例・・・ 1- 2-20

建設工事における社会保険等未加入対策に係る手続きフロー図



社会保険等未加入対策の運用手続きに使用する各種様式集

※「**太字・網掛け**」の様式等は、受注者に提出していただく書類です。

様式 A 社会保険等に関する誓約書〔1-2-5ページ〕

⇒ 落札候補者となった場合、入札参加資格審査（事後審査）の際に提出してください。
（1-2-6ページに誓約内容の概要説明を掲載しています。）

様式 B 請負代金内訳書〔1-2-7ページ〕

⇒ 建設工事請負契約書第3条の規定に基づき、契約締結後14日以内に、法定福利費を明示した請負代金内訳書を大阪広域水道企業団に提出してください。なお、法定福利費の計算方法は、国土交通省から次のとおり提示されています。

- ① 労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
- ② 過去の工事实績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
- ③ 下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用。

※ 詳細は国土交通省ホームページを参照してください。↓（当該資料の2枚目）

[【国土交通省資料】請負代金内訳書への法定福利費の明示](http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf)

(<http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>)

なお、1-2-8ページに内容の概要説明を掲載しています。）

参 考 施工体制台帳の例〔1-2-9ページ〕

⇒ 受注者が施工体制台帳を作成する際、全次数における下請負人の社会保険等の加入状況を適切に確認した上で「下請負人に関する事項」の「健康保険等の加入状況」欄に記入してください。また、施工体制台帳（再下請負通知書、その他添付資料を含む。）を提出するときは、自らが適切に確認した証拠書類として、領収証書の写し等（別添の「加入確認書類の例」を参照。）を添付してください。

様式 1 社会保険等未加入状況報告書〔1-2-10～11ページ〕

⇒ 建設業の許可の有無にかかわらず全ての下請負人のうち、社会保険等に未加入である下請負人があった場合に提出してください。

様式 2 社会保険等の適用除外に関する誓約書〔1-2-12ページ〕

⇒ 社会保険等の届け出の義務がない下請負人（建設業の許可を有する者に限る）について、経営事項審査結果等で適用除外であることが確認できない場合に提出してください。

様式 3 社会保険等一括管理届（一括管理・継続事業一括）〔1-2-13ページ〕

⇒ 本社や支社等毎に適用されている適用事業所について、本社で人事・給与等が集中的に管理されており、事業主が同一である等、一定の基準を満たすときは、本社において支社等を含めた一つの適用事業所とされる場合があります。（健康保険、厚生年金保険では「一括適用」、雇用保険では「継続事業の一括」）

建設業の許可を有する下請負人が、これに該当する場合は、当該下請負人の本社等における加入の事実を確認した書類とともに提出してください。

様式 4 社会保険等に未加入である下請負人に対する加入指導等について（通知）〔1-2-14ページ〕

⇒ **【参考】** 大阪広域水道企業団から受注者に対し、社会保険等に未加入である下請負人への加入指導及び指定の期間内に加入確認書類の提出を求める通知文です。

様式 5 社会保険等への加入状況に係る確認書類について〔1-2-15ページ〕

⇒ 受注者が、社会保険等に未加入である下請負人について、指定の期間内に必要な保険に加入したことを確認したときに、加入の事実を確認した書類とともに提出してください。

様式 6 社会保険等未加入者に対する加入指導の期間延長について〔1-2-16ページ〕

⇒ 受注者において、社会保険等に未加入である下請負人に対し加入指導を行っているものの、二次下請以下の下請負人であって指導伝達に時間を要し、指定の期間名の延長を希望する場合、加入指導の事実が確認できる書類（工事打合せ簿や様式8の誓約書など）とともに提出してください。

様式 7 社会保険等未加入者に対する加入指導の期間延長の承諾について〔1-2-17ページ〕

⇒ **【参考】** 大阪広域水道企業団が、指定の期間までに加入の事実を確認することができない相当の理由があると認め、その期間を延長する際に使用する様式です。

様式 8 誓約書〔1-2-18ページ〕

⇒ 受注者が、社会保険等に未加入である下請負人に対し加入指導を行っていることを大阪広域水道企業団に対して誓約する様式です。

参考 受注者が作成する「工事打合せ簿」の記載例〔1-2-19ページ〕

⇒ 受注者が、社会保険等に未加入である下請負人に対し加入指導を行う際における、工事打合せ簿の記載例です。

「社会保険等に関する誓約書」の誓約内容について

落札候補者の入札参加資格審査（事後審査）の際に提出を求める「社会保険等に関する誓約書」において、落札候補者自身の社会保険等の加入状況、受注者となったときに社会保険等に未加入の建設業者を下請負人としめない旨及び誓約事項と事実が相違するときはいかなる措置を受けても異議がない旨を誓約していただきます。

【下請負人に係る誓約事項の内容】（誓約書抜粋）

当社は、当社が受注者となったときは、社会保険等に未加入の建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、加入義務がない者を除く。以下「未加入者」という。）を、下請負人（第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。）としません。また、当社は次の事項を遵守します。

⇒ 全ての下請回数において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人としめないことを誓約していただきます。〔建設工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項〕

(1) 施工体制台帳を作成する際は、建設業許可業者である下請負人における社会保険等の加入状況を適切に確認する。

⇒ 施工体制台帳の「下請負人に関する事項」の「健康保険等の加入状況」を記載する欄について、受注者みずからが『加入』、『未加入』、『適用除外』の別を適切に確認してください。

(2) 下請契約（第二次以下の下請契約を含む。）の締結後、遅滞なく施工体制台帳及び建設業許可業者である下請負人が社会保険等に加入している事実を確認した書類（社会保険等の適用除外に関する契約書を含む。）を大阪広域水道企業団に提出する。

⇒ 全ての下請回数において、下請契約の都度、施工体制台帳に受注者みずからが適切に確認をした証拠書類（下請負人の社会保険等の加入を示す領収証書の写し等：別添の「加入確認書類の例」を参照。）を添付の上、遅滞なく大阪広域水道企業団へ提出してください。〔建設工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項〕

(3) 社会保険等に未加入である下請負人を把握したときは、その旨を大阪広域水道企業団に報告する。

⇒ 全ての下請回数において、建設業許可の有無にかかわらず、社会保険等に未加入の下請負人を把握したときは、「社会保険等未加入状況報告書」（様式 1）に必要事項を記載の上、大阪広域水道企業団へ提出してください。

(4) 大阪広域水道企業団から当社に対し、未加入である下請負人への加入指導を求められた場合は、適切に指導を行い、社会保険等に加入した事実を確認することのできる書類を大阪広域水道企業団に提出する。

⇒ 建設業許可業者である下請負人が社会保険等に未加入であった場合は、大阪広域水道企業団から受注者に対し、当該未加入者への加入指導を求める通知文を発出しますので、指定期間内（通知日の翌日から起算して 30 日間）に下請負人が社会保険等に加入した事実を確認することのできる書類（別添の「加入確認書類の例」を参照。）を大阪広域水道企業団へ提出してください。〔建設工事請負契約書第 7 条の 2 第 3 項〕

(5) 下請負人が社会保険等に未加入である旨を大阪広域水道企業団が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底する。

⇒ 全ての下請回数において、建設業許可の有無にかかわらず、社会保険等に未加入の下請負人を把握したときは、受注者から「社会保険等未加入状況報告書」（様式 1）を提出していただき、この報告書をもとに大阪広域水道企業団から各保険担当機関（日本年金機構や地方労働局）に通報しますので、下請負人に予め周知徹底をお願いします。

令和 年 月 日

(発注者名) 様

受注者所在地
商号又は名称
代表者氏名

請負代金内訳書

工事名称

工事場所

契約年月日 令和 年 月 日

工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

請負代金額(税抜) 金 円

取引に係る消費税及び
地方消費税の額 金 円

請負代金額(税込) 金 円

請負代金額(税抜)の内訳 別添 内訳書のとおり

請負代金額(税込)のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

円

記入例

令和 年 月 日

※契約書の発注者の名前を記入してください。
(例) 企業長名で契約の場合

大阪広域水道企業団企業長 様

受注者 所在地 ○○市○○町○○1-2-3
商号又は名称 株式会社○○○○○
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

請負代金内訳書

工事名称 ○○○○○○○○○○工事

工事場所 ○○市○○町○○○

契約年月日 令和○○年○○月○○日

工期 令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで

請負代金額(税抜) 金 (税抜きの請負代金額を記入してください) 円

取引に係る消費税及び
地方消費税の額 金 (消費税及び地方消費税の額を記入してください) 円

請負代金額(税込) 金 (税込みの請負代金額を記入してください) 円

請負代金額(税抜)の内訳 別添 内訳書のとおり

※入札書と併せて提出していただいた「工事費内訳書」を添付してください。
(再入札の場合は新たに作成してください。)

請負代金額(税込)のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額
(法定福利費を明示してください。) 円

※ 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る
社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)
の事業主負担分が対象です。

施工体制台帳の例

令和 年 月 日
施工体制台帳

[会社名] _____
[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日			
	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	第 号	令和 年 月 日			
	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	第 号	令和 年 月 日			
工 事 名 称 及 工 事 内 容	干					
発 注 者 名 及 住 所	干					
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契 約 日	令和 年 月 日			
契 約 所	区 分	名 称	住 所			
	元請契約					
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
元請契約						
発注者の監督員名		権限及び意見申出方法				
監督員名		権限及び意見申出方法				
現場代理人名		権限及び意見申出方法				
理 者 名	専 任 非専任	資格内容				
門 者 名		専 門 技術者名				
資格内容		資格内容				
当 事 内 容		担 当 工事内容				
外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無			

記入要領) 1. この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(様式-33-(1'))を添付する事により、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
2. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合はその写しを添付する事により記載を省略する事が出来る。
3. 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
4. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることが出来る。)
5. 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
①資格を証するもの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)
6. 警備会社においては、商号または名称、現場責任者名、工期を記載すること。
7. 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り
①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
②元請契約には元請契約に係る営業所について、下請契約には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

下請負人の社会保険等の加入状況を、受注者みずからが適切に確認した証拠書類として領収証書の写し等を添付してください。
⇒別添の「加入確認書類の例」を参照してください。

※ 参 考

下請負人の社会保険等の加入状況を記載してください。

《下請負人に関する事項》

会 社 名	代表者名			
住 所	干			
電 話 番 号	干			
工 事 名 称 及 工 事 内 容	(TEL 干 干 干)			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契 約 日 令和 年 月 日		
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可(更新)年月日		
	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	令和 年 月 日		
	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	令和 年 月 日		
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
現場代理人名	権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	安全衛生責任者名		
主任技術者名	専 任 非専任	安全衛生推進者名		
資格内容		雇用管理責任者名		
		※ 専 門 技 術 者 名		
		資 格 内 容		
建設業退職金共済制度加入有無	加入済・未加入	担当工事内容		
外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無	

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任]のいれかきに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることが出来る。)
 - 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載すること。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の営業所整理記号等を記載すること。
- 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

社会保険等未加入状況報告書

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記工事について、下請負人（受注者が事業協同組合の場合は組合員を含む。以下同じ。）のうち、事業者として健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に未加入の者がありますので、下記のとおり報告します。

なお、本書に記載する下請負人に対し、当該下請負人が社会保険等に未加入である旨を、大阪広域水道企業団が保険担当機関へ通報することについて、周知しています。

記

工事名称	
工 期	
工事場所	
未加入者	別紙のとおり

※建設業の許可の有無にかかわらず、未加入の下請負人を記載する。

請負必携は様式 42

(様式1 : 別紙)

社会保険等未加入状況報告書

番号	商号又は名称	商号又は名称のフリガナ(全角)	営業所名	代表者名	所在地	電話番号	未加入保険の種類 (未加入のものを○で囲む)	建設業の許可 (○で囲む)
1							・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	・あり ・なし
2							・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	・あり ・なし
3							・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	・あり ・なし
4							・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	・あり ・なし
5							・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	・あり ・なし

○受注者 _____

○工事名称 _____

○工期 _____

企業団が使用する様式

(様式4)

※ 公告時期や社会保険等未加入者の状況等により、追記・修正のうえ使用します。

水 ○ 第 号
令和 年 月 日

(受注者) 様

大阪広域水道企業団 (発注所属) 長

社会保険等に未加入である下請負人に対する加入指導等について (通知)

令和 年 月 日付けで貴社と締結した「○○○○○○○○○○工事」については、建設工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、下請負人である「(株)○○○○」が健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条 (※未加入の保険を選択する。) の規定による届出の必要があるにもかかわらず、当該届出がなされていないことを確認しました。

つきましては、「(株)○○○○」が健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条 (※未加入の保険を選択する。) の規定による届出を行うよう指導するとともに、令和○年○月○日 (※通知日の翌日から起算して30日後とする。) までに、届出の事実を確認することのできる書類 (以下「確認書類」という。) を提出してください。

なお、指定の期日までに確認書類の提出がない場合は、建設工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置の対象となりますので、あらかじめ通知します。

(※大カッコ内は、令和2年10月1日以降に公告等を行う案件が対象。)

【留意事項】

○確認書類の例は、次のとおりです。

〔健康保険、厚生年金保険〕

- ・「領収証書」・「社会保険料納入証明 (申請) 書」
- ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」などの写し

〔雇用保険〕

- ・「領収済通知書」及び「労働保険料概算・確定保険料申告書」
- ・「雇用保険被保険者資格取得等通知書」などの写し

○指定の期日までに確認書類の提出がない場合は、契約違反として入札参加停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

(※大カッコ内は、令和2年10月1日以降に公告等を行う案件が対象)

(様式5)

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

受注者 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

下記のとおり、社会保険等に未加入である下請負人が届出の義務を履行しましたので、その加入の事実を確認できる書類を提出します。

記

工 事 名	
工 期	
工 事 場 所	
下 請 負 人 名	
加入した保険	<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険
確 認 書 類	別添のとおり

(様式6)

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

社会保険等未加入者に対する加入指導の期間延長について

大阪広域水道企業団より、下記のとおり当社が受注した工事における下請負人について、社会保険等に未加入であることから、加入の指導を行うよう通知を受けましたが、同下請負人への指導伝達に時間を要することから、加入指導の期間を延長するようお願いいたします。

記

工 事 名	
工 期	
工 事 場 所	
下 請 負 人 名	
下 請 次 数	第2次 ・ 第3次 ・ 第4次 ・ 第5次 ・ ()
未加入である保険	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
加入指導期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
※加入指導の事実が確認できる書類は別添のとおり (様式8、工事打合せ簿など)	

企業団が使用する様式

(様式7)

水 ○ 第 号
令和 年 月 日

(受注者) 様

大阪広域水道企業団 (発注所属) 長

社会保険等未加入者に対する加入指導の期間延長の承諾について

令和 年 月 日付けで貴社から申し出のあった社会保険等未加入者に対する加入指導の期間延長について、加入指導の事実が認められるため承諾することとし、下記のとおり期間を延長します。

なお、指定の期日までに確認書類の提出がない場合は、建設工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反し、大阪広域水道企業団の入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置の対象となりますので、あらかじめ通知します。

(※大カッコ内は、令和2年10月1日以降に公告等を行う案件が対象)

記

工 事 名	
工 期	
工 事 場 所	
下 請 負 人 名	
下 請 次 数	第2次・第3次・第4次・第5次・()
未加入である保険	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
当初の加入指導期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
延長後の加入指導期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ※当初の加入指導期間末日の翌日から起算して30日間延長

※当初の加入指導期間の始期と同様とし、
終期を30日間延長した初日とする。

受注者が作成する「工事打合せ簿」の記載例

1. 受注者（元請企業）から社会保険等に未加入である下請負人に対して直接、加入指導する場合の記載例。

指示内容として次のとおり記載。

本工事の施工体制台帳（再下請負通知書）及び添付資料を確認した結果、貴社が社会保険等未加入建設業者であると判明し、令和〇年〇月〇日に大阪広域水道企業団から当社あて、貴社に対し加入指導を行うよう通知がありました。

つきましては、令和〇年〇月〇日までに、貴社が未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類を、当社に提出するよう改善を指示します。

2. 受注者（元請企業）から社会保険等に未加入である下請負人の直近上位の下請負人に対して加入指導を求める場合の記載例。

指示内容として次のとおり記載。

本工事の施工体制台帳（再下請負通知書）及び添付資料を確認した結果、社会保険等未加入建設業者である下請負人（㈱〇〇〇〇）が存在し、令和〇年〇月〇日に大阪広域水道企業団から当社あて、同下請負人に対し加入指導を行うよう通知がありました。

つきましては、同下請負人と請負契約を締結している貴社において平成〇年〇月〇日までに、同下請負人が未加入の社会保険等につき届出をするよう指導するとともに、当該届出をした事実を確認することができる書類を、当社に提出するよう改善を指示します。

※「指示内容」は状況に応じて適宜修正して記載。

加入確認書類の例

健康保険・厚生年金保険については、
 確認書類、のい
 づれかを施工体制台帳とともに、
 遅滞なく提出してください。

確認書類 【健康保険・厚生年金保険】領収証書

領 収 済 通 知 書 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当拠出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領

取納機回番号 納付番号 確認番号
 00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 函館年金事務所

あて先
 歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長
 (所在地) 〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2
(国庫金通帳振替口座) 日本年金機構内厚生労働省年金局 〒168-8505 杉並区西戸西3-3-24
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

担当課 函館年金事務所徴収担当

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付印)

(厚生労働省年金局送付分)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

領 収 控 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当拠出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

納付目的の年月
 平成 年 月 分

納付期限
 平成 年 月 日 健康助定 厚生年金助定 児童手当及び子ども手当助定
 健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金

納入告知書(納付書)発行年月日
 平成 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領

証券受領 全部 一部

合計額
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

取納機回番号 納付番号 確認番号
 00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 函館年金事務所

延滞金の 期約前に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、国法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
 同法附則第17条の14、児童手当法第22条)
 分派の充当の順序は、元金に充て、次いで延滞金に充てる。

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付印)

(取納機回用)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書・領収証書 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当拠出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

納付目的の年月
 平成 年 月 分

納付期限
 平成 年 月 日 健康助定 厚生年金助定 児童手当及び子ども手当助定
 健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金

上記のとおり納付してください。
 平成 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領

証券受領 全部 一部

(1) 業者名と一致しているか確認

(2) 適切な数値が入っていれば可

厚生労働省年金局事業管理課長

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付印)

(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	(1)業者名と一致しているか確認
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

(2)適切な数値が入っていれば可

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長



確認書類 【健康保険・厚生年金保険】
資格取得確認および標準報酬決定通知書（様式）

(説明)
 (1)(注1)
 年金事務所名を出
 力する。
 (2)(注2)
 社会保険労務士コ
 ードの取録がある場
 合に出力する。

個人情報に相当する記載は、
 「黒塗り」した上で提出する。

(注2)
 S C XXXX

事業所番号 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
 99999

業所整理記号
 -XXXX

被保険者 被保険者氏名 種別 (性別) 取得 区分 資格取得 年月日 基礎年金番号

郵便番号 被保険者住所

ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX X X X X X X X X X X X X 999-XXXX	健康保険 X99,99,99	千円 2999	9X X X X 厚年	X99,99,99	X99,99,99	9999-9999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX X X X X X X X X X X X X 999-XXXX	健康保険 X99,99,99	千円 2999	9X X X X 厚年	X99,99,99	X99,99,99	9999-9999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX X X X X X X X X X X X X 999-XXXX	健康保険 X99,99,99	千円 2999	9X X X X 厚年	X99,99,99	X99,99,99	9999-9999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX X X X X X X X X X X X X 999-XXXX	健康保険 X99,99,99	千円 2999	9X X X X 厚年	X99,99,99	X99,99,99	9999-9999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX X X X X X X X X X X X X 999-XXXX	健康保険 X99,99,99	千円 2999	9X X X X 厚年	X99,99,99	X99,99,99	9999-9999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX X X X X X X X X X X X X 999-XXXX	健康保険 X99,99,99	千円 2999	9X X X X 厚年	X99,99,99	X99,99,99	9999-9999999

郵便番号 999-XXXX
 事業所住所
 事業所名称
 事業主氏名

X X X Z9 年 Z9 月 Z9 日
 上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の
 決定がなされたので通知します。

(注1)
 日本年金機構理事長 (XXXXXX)

規格 縦 8 1/6 インチ × 横 1 2 7/10 インチ

健康保険 厚生年金 資格取得確認および標準報酬決定通知書 (1/2)

図 2-36-1

(1)業者名と一致しているか確認

雇用保険については、
「 - 1 及び - 2 」、 、 、 のいずれかを施工
体制台帳とともに遅滞なく提出してください。

確認書類 ④-1 【雇用保険】領収済通知書(様式)

必ず④-2と
セットで確認

(1) 確認書類 ④-2の番号と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789
 〇数字は記入例に準って黒のボールペンで力を入れて枠からはみださないように記入して下さい。

取扱庁名 青森労働局 ※取扱庁番号 00075227 徴収勘定 保険料収入及び
 一般拠出金収入 労働
 特別

30840 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※証券受領
 労働
 保険
 番号

※会計年度(元号:平成は7) ※確定年度(元号:平成は7) ※収納年月日(元号:平成は7)
 元号 年 月 日 項1 項2 項3 項4 項5 項6 項7 項8 項9 項10

納付の目的
 1. 平成 年度 概算 期
 2. 増加賦算...1 1期(初期) 2期 3期(翌年度第1期)
 利率引上...2
 3. 平成 年度 確定

納付額
 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 項10

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署
 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

あて先
 〒030-8558
 青森市新町2丁目4-25
 青森合同庁舎

上記の合計額を領収しました。
 領収日付印

(2) 適切な数値が
入っていれば可

(3) 参考資料④-2の額
と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789
 〇数字は記入例に準って黒のボールペンで力を入れて枠からはみださないように記入して下さい。

取扱庁名 青森労働局 ※取扱庁番号 00075227 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 平成 年度

30820 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※会計年度(元号:平成は7) ※確定年度(元号:平成は7)
 労働
 保険
 番号

※取納区分 ※取納年月日(元号:平成は7) ※徴収額 ※徴収区分 ※日付 ※徴定 ※指示コード ※証券受領
 項4 元号 年 月 日 項5 項6 項7 項8 項9 項10 全部 一部

納付額
 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 項10

納付の目的(上記金額の内訳)
 1. 平成 年度 概算 期 2. 増加賦算...1 利率引上...2
 3. 平成 年度 確定 4. 繰上...1 追徴金...3 延滞金...5 あわせて納付...7

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署
 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

あて先
 〒030-8558
 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎
 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。
 領収日付印

確認書類 ④-2 【雇用保険】労働保険 概算・確定保険料申告書(様式)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体
第3片記入に当たっては
OCR特への記入は
提出用

必ず④-1と
セットで確認

種別 32700 ※修正項目番号 入力数定コード 平成 年 月 日

労働保険 労働保険番号 566
札幌市北区北8条西2丁目1-1

①で照合する箇所

なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返し曲げマーク(▶)の所で折り返して下さい。

②増加年月日(元号・平成は7) ③事業廃止等年月日(元号・平成は7) ※事業廃止等理由
④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ※保険関係添付保険理由コード
北海道労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

⑦区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率
労働保険料	(イ) 千円	(イ) 1000分の
労働保険料	(ロ) 千円	(ロ) 1000分の
雇用保険法適用者分	(ハ) 千円	(ハ) 1000分の
高年齢労働者分	(ニ) 千円	(ニ) 1000分の
保険料算定対象者分	(ホ) 千円	(ホ) 1000分の
一般拠出金(注1)	(ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の

⑩区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率
労働保険料	(イ) 千円	(イ) 1000分の
労働保険料	(ロ) 千円	(ロ) 1000分の
雇用保険法適用者分	(ハ) 千円	(ハ) 1000分の
高年齢労働者分	(ニ) 千円	(ニ) 1000分の
保険料算定対象者分	(ホ) 千円	(ホ) 1000分の

(4)どちらかに適切な数値が入っていれば可

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑯延納の申請納付回数

※検査有無区分 ※計算対象区分 ※アーク指示コード ※再入力区分 ※修正項目

⑩⑫⑬欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

⑰ 申告済概算保険料額		⑱ 申告済概算保険料額	
⑳ 差引額	(イ) 元	(ロ) 元	(ハ) 元
㉑ 第1期	(イ) 元	(ロ) 元	(ハ) 元
㉒ 第2期	(イ) 元	(ロ) 元	(ハ) 元
㉓ 第3期	(イ) 元	(ロ) 元	(ハ) 元

(3)で照合する箇所

㉔ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 ㉕ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉖ (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉗ (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名

(5)業者名と一致しているか確認

確認書類 【雇用保険】雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)(様式)

様式第4号

雇用保険被保険者 資格喪失届
氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げてください。)

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

※ 帳票種別 1: 氏名変更届 2: 氏名変更届 3: 資格喪失届

1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日

管轄区分 被保険者氏名 性別 (1 男) (2 女) 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成) 取得時被保険者種類 (1又は9 一般 4又は5 高齢者 2又は3 短期)

事業所名略称 転勤の年月日

4. 離職年月日 5. 喪失原因 (1 離職以外の理由 2 3以外の離職 3 事業主の都合による離職) 6. 離職票交付希望 (1 有) (2 無) ※7. 喪失時被保険者種類 (3 季節) 9. 補充採用予定の有無 (空白 無) (1 有)

元号 年 月 日

8. 新氏名 フリガナ(カタカナ)

10. 被保険者の住所又は居所

11. 被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

12. 1週間の所定労働時間 ()時間 ()分 ※13. 資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 ()時間 ()分

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住所 平成 年 月 日
記名押印又は署名 印
事業主氏名 公共職業安定所長 殿
電話番号

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等通知書 (事業主通知用)

確認(受理)通知年月日 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。

被保険者番号 (1)業者名と一致しているか確認

被保険者氏名 性別 (1 男) (2 女) 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名略称

資格取得年月日

取得時被保険者種類 (1又は9 一般 4又は5 高齢者 2又は3 短期)

転勤の年月日

個人情報に相当する記載は、「黒塗り」した上で提出する。

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)

確認(受理)通知年月日 取得時資格取得年月日

被保険者番号 被保険者種類 (1又は9 一般 4又は5 高齢者 2又は3 短期)

被保険者氏名 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名略称 転勤の年月日

様式第7号

雇用保険被保険者証

被保険者番号

被保険者氏名 生年月日 (2 大正 3 昭和 4 平成)

確認書類
郵便番号
住所
事業者名
代表者名

大阪府知事 許可 27- 号
審査基準日 平成 年 月 日

電話番号
資本金額
完成工事高/売上高 (%)
100.0
行成行記入欄

Table with columns: 許可区分, 建設工事の種類, 総合評価値(Y), 完成工事高2年平均(X1), 元請完成工事高2年平均, 元請完成工事高及び技術職員数, 経営状況, 単独決算, 単独決算, 経営状況, 単独決算. Includes rows for various construction types and a summary row.

Table with columns: 科目, 単独決算, 単独決算, 経営状況, 単独決算, 経営状況, 単独決算. Includes rows for financial metrics like 売上高, 売上総利益, etc.

●「自己資本額」の欄に「0」がある場合は、自己資本額が0であることを示す。また、経営状況欄に「0」がある場合は、経営状況が「0」であることを示す。
●「行成行記入欄」については、当該建設業者の母業に関する事項、経営状況欄に属する事項で、特記すべきことがあれば欄を記載するものとする。

確認書類

郵便番号
住所
事業者名
代表者名

経営規模等評価結果通知書
総合評価値通知書

一般財団法人 建設業情報管理センターのホームページで検索

大阪府知事 許可 27. 年 月 日
審査番号

電話番号
資本金額
完成工事高/売上高 (%)
行政庁記入欄 100.0

認可区分	建設工事の種類	総合評価値 (P)	完成工事高 2年平均 (X1)	元請完成工事高 2年平均	元請完成工事高及び技術職員数 (講習受講)	技術職員数 基幹 二級 その他	評価値	点数
般	土木一式 プレストレストコンクリート構造物							
大	建築一式 工官							
左	とび・土工・コンクリート 法							
般	石 管 根 気							
屋	管 網							
鋼	ワイル・ねんが・ブロック 構造物							
鉄	鋼筋 上							
般	舗装 舗							
板	しゆんせつ 金							
塗	防 水							
内	装 飾 仕 置							
機	械 器 具 設 置							
熱	気 通 信							
造	造 作 機 械							
造	造 作 機 械							
建	造 作 機 械							
消	火 防 設 備							
清	掃 掃 設 備							
解	凍 結 防 止 設 備							
とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)								
その他								
計								

科目	単独決算	科目	単独決算	経営状況	単独決算	経営状況	単独決算
固定資産		売上		純支払利益比率		自己資本対価償還比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息相当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		売上高経常利益率		利益剰余金 (Y)	
総資本 (当期)		営業キャッシュフロー (当期)		評価値			
総資本 (前期)		営業キャッシュフロー (前期)					

金額単位：千円

●「自己資本額」の欄に「0」がある場合には、自己資本額が0の場合の算出に2年平均を採用した場合は評価値または数値。
●「行政庁記入欄」については、当該建設業者の事業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば補填記載するものとする。

確認書類



日本年金機構のホームページで検索

厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索システム

データ更新日：2018年 月 日

都道府県	大阪府
検索対象事業所	<input checked="" type="radio"/> 現存事業所 <input type="radio"/> 全喪事業所 <input type="radio"/> 両方
検索方法[必須]	<input type="radio"/> 漢字で検索する <input checked="" type="radio"/> カナで検索する <input type="radio"/> 法人番号で検索する
事業所名称 (全角)	●●●●●●●●
事業所所在地 (全角)	
法人番号 (半角数字13桁)	

設定クリア 検索実行

1件が該当しました。

事業所名称	事業所所在地	法人番号	適用拡大の事業所	現存全喪	管轄年金事務所
株式会社 ●●●●●●	大阪市中央区 ●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●	該当	現存	大手前年金事務所

閉じる



確認書類

厚生労働省のホームページで検索

労働保険適用事業場検索結果

2件中 1件目～2件目

1

事業主名	法人番号	所在地	適用状況
●●●●●●●●株式会社	法人番号 ●●●●●●●●	吹田市 ●●●●●●	雇用保険
●●●●●●●●株式会社		吹田市 ●●●●●●	労災保険

2件中 1件目～2件目

1

閉じる

(C) 2017 Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights Reserved

第 4 編

大阪広域水道企業団

暴力団排除条例等

改正

平成24年11月26日条例第6号

平成25年11月21日条例第3号

平成28年8月17日条例第11号

平成30年2月22日条例第2号

令和5年2月21日条例第3号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 公共工事等からの暴力団の排除等（第8条—第10条）

第3章 雑則（第11条—第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の事務若しくは事業又は事業者の事業活動に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、企業団及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、企業団の事務若しくは事業又は事業者の事業活動において暴力団の排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして企業長が定める者をいう。

(4) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち企業団が発注するもの及び企業団が行う財産の買入れ、売払い、貸付け等をいう。

(5) 事業者 第8条に規定する契約相手方又は下請負人等、及びこれらになろうとする者をいう。

一部改正〔平成25年条例3号〕

（基本理念）

第3条 企業団は、暴力団が企業団における事業活動に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、大阪府（以下「府」という。）、府域の市町村（以下「市町村」という。）、住民及び事業者が相互に連携を図りながら協力し、社会全体として暴力団の排除を推進していることを踏まえ、暴力団の排除を推進するものとする。

一部改正〔平成25年条例3号〕

（企業団の責務）

第4条 企業団は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、府、市町村、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、住民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、企業団が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を企業団に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

（広報及び啓発活動）

第6条 企業団は、事業者に対し、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

（府及び市町村への協力）

第7条 企業団は、府及び市町村が暴力団の排除のための施策を講じられるよう、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

第2章 公共工事等からの暴力団の排除等

(公共工事等からの暴力団の排除)

第8条 企業団は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次の各号に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

一部改正〔平成25年条例3号〕

(公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)

第9条 企業長は、前条の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 公共工事等に係る入札の参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
- (3) 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
- (6) 公共工事等について契約相手方及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 企業長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の

誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

- 3 企業長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

一部改正〔平成25年条例3号〕

(公共工事等に関する不当介入に係る報告等)

第10条 企業団は、公共工事等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）の排除に努めるものとする。

- 2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告しなければならない。

一部改正〔平成25年条例3号〕

第3章 雑則

(勧告等)

第11条 企業長は、正当な理由なく前条第2項の規定による報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(事実の公表)

第12条 企業長は、前条の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 企業長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(個人情報の収集及び提供)

第13条 大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大阪広域水道企業団条例第3号）第2条第2項に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。

- 2 前項の規定は、議会について準用する。この場合において、同項中「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報」とあるのは、「大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年大阪広域水道企業団条例第5号）第2条第1項に規定する個人情報」と読み替えるものとする。

- 3 実施機関及び議会は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関及び議会がそれぞれ定めるところにより、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により収集した個人情報大阪府警察本部長に提供するものとする。

一部改正〔平成28年条例11号・30年2号・令和5年3号〕

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年11月26日条例第6号）

この条例は、平成24年11月26日から施行する。

附 則（平成25年11月21日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月17日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第5号で平成29年5月30日から施行）

附 則（平成30年2月22日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月21日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団暴力団排除条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第34号。以下「条例」という。)及び大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪広域水道企業団規則第5号。以下「規則」という。)に基づき、条例第8条及び第9条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者を公共工事等から排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第4号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (5) 役員等 規則第3条第1項第2号アからエに掲げる者をいう。
- (6) 入札参加資格 公共工事等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (7) 入札参加資格者 入札参加資格を有する者をいい、経常建設共同企業体(中小建設業が、継続的な協業関係を確保することにより、経営力・施工力を強化する目的で結成した共同企業体をいう。)及び特定建設共同企業体(大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する共同企業体をいう。)を含む。
- (8) 審査会 大阪広域水道企業団競争入札審査会設置要綱(平成23年企契第69号)に定める審査会をいう。
- (9) 登録取下者 入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者をいう。
- (10) 下請負人 条例第8条第1号に規定する下請負人をいう。
- (11) 下請負人等 条例第8条に規定する下請負人等をいう。
- (12) 契約担当者 企業長又は大阪広域水道企業団会計規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号)第3条各項の規定により企業長から契約事務を委任された者をいう。

(入札参加除外の措置等)

第3条 企業長は、規則第3条第1項及び第2項の規定により、入札参加除外者(同条第1項に規定する入札参加除外者をいう。以下同じ。)の指定をするときは、審査会の議を経るものとする。

2 前項の規定による入札参加除外者の指定に係る措置要件は、別表に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定は、規則第7条第1項及び第4項の規定による指定の解除について準用する。

(注意喚起)

第4条 企業長は、条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下者に対し、必要な措置をとるべきことを喚起するものとする。

2 前項の規定による注意喚起は、通知により行うものとする。

第5条及び6条(削除)

(情報提供を受けた事業者の排除)

第7条 契約担当者は、大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、下請負人が情報提供を受けた事業者に該当しないことを確認するものとする。

3 第1項の規定は、情報提供を受けた事業者を構成員とする特定建設共同企業体(規則第4条第4項に規定する団体をいう。)について準用する。

第8条(削除)

(契約の解除)

第9条 契約担当者は、条例第9条第1項第6号の規定に基づく当該契約の解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書違反者の指定等)

第10条 契約担当者は、規則第8条第1項の規定により誓約書を提出した元請負人又は規則第8条第3項若しくは第5項の規定により誓約書を提出した下請負人等が次項各号のいずれかに該当すると認めて、規則第9条第1項の規定により誓約書違反者(同項に規定する誓約書違反者をいう。以下同じ。)を指定するときは、入札参加除外部会の議

を経るものとする。

2 前項の規定は、規則第9条第2項の規定により次の各号のいずれも該当しなくなった誓約書違反者の指定の解除について準用する。

(1) 規則第3条第1項第1号又は第2号

(2) 規則第3条第1項第3号

(公表期間経過後の情報提供)

第11条

規則第6条(規則第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定により公表された入札参加除外者及び誓約書違反者に係る情報について、企業長は、当該公表の期間が経過した後においても、原則情報提供を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 削除

附 則(平成23年企契第854号)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成23年企契第1253号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年企契第962号)

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

附 則(令和2年企会第4093号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年企会第1911号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。 (規則第3条第1項第1号及び第2号該当)
2 入札参加資格者及びその役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
3 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(以下「利益の供与」という。)をしたと認められるとき。 そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
5 入札参加資格者及びその役員等が、前各号の規定に該当する者であると知りながら、これを相手方として、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約を締結したと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)

大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則を公布する。

令和2年11月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第5号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号。以下「条例」という。）第8条から第10条までの規定に基づき、公共工事等からの暴力団の排除を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(入札参加除外者等の指定)

第3条 企業長は、入札参加資格者及び公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下これらを「入札参加資格者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等を公共工事等から排除する者（以下「入札参加除外者」という。）として指定するものとする。

(1) 暴力団員

(2) 次に掲げる者のうちに暴力団員のあるもの

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上経営に参加していると認められる者

(3) 暴力団密接関係者（前号に掲げるものを除く。）

2 企業長は、入札参加資格者等のうち、複数の建設業者（建設業法

(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。
以下同じ。)が継続的な協力関係を構築することにより経営及び施工の能力を強化する目的で結成した団体(以下「経常建設共同企業体」という。)であって、入札参加除外者を構成員とするものを、公共工事等から排除する経常建設共同企業体(以下「指定構成員共同企業体」という。)として指定するものとする。

3 企業長は、前2項の規定による指定をしたときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(一般競争入札、指名競争入札及び随意契約からの排除)

第4条 企業長は、入札参加除外者及び指定構成員共同企業体に対し、公共工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加するために必要な資格を与えないものとする。

2 企業長は、公共工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、当該入札に参加したものが当該入札に係る契約の締結までに入札参加除外者又は指定構成員共同企業体となったときは、入札参加除外者又は指定構成員共同企業体となったものと当該入札に係る契約を締結しないものとする。

3 企業長は、入札参加除外者及び指定構成員共同企業体を随意契約の相手方としないものとする。

4 前2項の規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同企業体(複数の建設業者が建設工事の規模、性格等に照らし、当該工事の施工を請け負うために結成する団体をいう。以下同じ。)について準用する。

(契約の解除)

第5条 企業長は、契約相手方が、当該公共工事等の契約を締結した日から当該契約の期間が満了する日までの間に入札参加除外者又は指定構成員共同企業体となったときは、当該契約相手方との契約を解除するものとする。

2 企業長は、下請負人等が、当該公共工事等における下請契約、再委託契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)の締結の日から当該契約の期間が満了する日までの間に入札参加除外者となったときは、当該公共工事等における契約相手方に対して、当該下請負人等に係る当該契約の解除を求めるものとし、当該契約が解除されない場合は、当該契約相手方との契約を解除するものとする。

(入札参加除外者の指定の公表)

第6条 企業長は、第3条第1項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 商号又は名称

- (2) 指定をした日
- (3) 入札参加資格者にあつては、業者番号
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 指定をした理由

2 前項の規定による公表の期間は、第3条第1項の規定による指定の日から次条第1項又は第3項の規定による指定の解除の日までの間とする。

(入札参加除外者等の指定の解除)

第7条 入札参加除外者は、第3条第1項各号のいずれにも該当しなくなった場合であつて、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間が経過したときは、企業長に対し、当該指定の事由がなくなった旨を申し出ることができる。この場合において、企業長は、第3条第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該指定を解除するものとする。

(1) 第3条第1項第1号又は第2号に該当する入札参加除外者 指定を受けた日から2年

(2) 第3条第1項第3号に該当する入札参加除外者 指定を受けた日から1年

2 前項に規定する場合において、企業長は、当該入札参加除外者に対して、第3条第1項各号のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、企業長は、入札参加除外者が廃業したときその他事業を行わなくなったと認めるときは、当該入札参加除外者に係る第3条第1項の規定による指定を解除することがある。

4 企業長は、指定構成員共同企業体の構成員である入札参加除外者について、第1項の規定により指定を解除した場合において、第3条第2項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定構成員共同企業体の指定を解除するものとする。前項の規定により指定を解除したときも、同様とする。

5 企業長は、第1項又は前項前段の規定により指定を解除したときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(誓約書の提出等)

第8条 企業長は、契約相手方（経常建設共同企業体又は特定建設共同企業体にあつては、その構成員）に対し、条例第9条第2項の誓約書（様式第1号。以下「誓約書」という。）を、公共工事等に係る契約を締結する前に提出するよう求めるものとする。ただし、大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）第27条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合を除き、企業長は、契約相手方が誓約書を提出

しない場合は、当該公共工事等に係る契約を締結しないものとする。

- 3 企業長は、下請負人に対し、契約相手方を通じて、誓約書を、当該公共工事等における下請契約又は再委託契約を締結する前に提出するよう求めるものとする。
- 4 契約相手方及び下請負人は、企業長に誓約書を提出しない者と当該公共工事等における下請契約又は再委託契約を締結してはならない。
- 5 企業長は、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、条例第8条第2号に規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。
- 6 前項の場合において、企業長から誓約書の提出を求められた者は、契約相手方を通じて、速やかに自らの誓約書を企業長に提出しなければならない。

(誓約書違反者の指定等)

第9条 企業長は、前条第1項、第3項又は第5項の規定により誓約書を提出した契約相手方及び下請負人等について、第3条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき（同条第1項の規定により入札参加除外者の指定を行った場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、誓約書に違反した者（以下「誓約書違反者」という。）として指定するものとする。

(1) 第3条第1項第1号又は第2号に該当する誓約書違反者 指定を受けた日から2年

(2) 第3条第1項第3号に該当する誓約書違反者 指定を受けた日から1年

- 2 誓約書違反者は、第3条第1項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、企業長に対し、当該指定の事由がなくなった旨を申し出ることができる。この場合において、企業長は、第3条第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該指定を解除するものとする。
- 3 企業長は、第1項の規定により指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 4 第4条（第2項を除く。）、第5条、第6条並びに第7条第2項及び第3項の規定は、誓約書違反者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項及び第3項	入札参加除外者及び指定構成員共同企業体	誓約書違反者
第4条第4項	前2項	前項
	入札参加除外者	誓約書違反者

第5条第1項及び第2項	入札参加除外者	誓約書違反者
第6条第1項	第3条第1項	第9条第1項
第6条第2項	第3条第1項	第9条第1項
	次条第1項又は第3項の規定による指定の解除の日	第9条第1項各号に定める期間が満了した日又は同条第2項の規定による指定の解除の日のいずれか早い日
第7条第2項	前項	第9条第2項
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
第7条第3項	第1項	第9条第1項
	入札参加除外者	誓約書違反者
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
	第3条第1項	同項

(契約相手方、下請負人等の遵守事項等)

第10条 契約相手方及び下請負人は、当該公共工事等における下請契約等を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認しなければならない。

2 契約相手方は、下請契約又は再委託契約を締結する前に、下請負人の名称その他の事項を、企業長に通知しなければならない。この場合において、企業長は、速やかに、当該下請負人が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認するものとする。

3 契約相手方は、下請負人等が、下請契約等を締結した日から契約の期間が満了する日までの間に入札参加除外者又は誓約書違反者となったときは、当該下請契約等の解除を求めなければならない。

4 条例第10条第2項の規定による報告は、不当介入報告書(様式第2号)を提出することにより行わなければならない。

(関係機関との連携)

第11条 企業長は、公共工事等からの暴力団の排除に当たっては、警察その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行し、第8条の規定は、この規則の施行の日以後に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又

は随意契約の締結を行う公共工事等について適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に企業長により公共工事等から暴力団の排除に係る措置を受けているものは、この規則の規定により入札参加除外者又は指定構成員共同企業体若しくは誓約書違反者の指定を受けたものとみなす。

様式第1号その1（第8条関係）

（契約相手方用）

案 件 名：

誓 約 書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪広域水道企業団暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第9条第2項の規定により、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の企業団に提出した書面等を、企業団が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

大阪広域水道企業団企業長 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

(1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、企業団が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 契約相手方は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、企業団に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その下請契約等の解除を求めなければいけません。（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告してください。

* 下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

様式第1号その2（第8条関係）

（下請負人用）

案 件 名：

誓 約 書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪広域水道企業団暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第9条第2項の規定により、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の企業団に提出した書面を、企業団が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

大阪広域水道企業団企業長 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

(1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、企業団が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 下請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、契約相手方を通じて、企業団に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その契約を解除してください。
（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告してください。

* 下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

様式第2号（第10条関係）

不 当 介 入 報 告 書

年 月 日
(第 報)

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団暴力団排除条例第10条第1項に規定する不当介入を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり報告します。

報告者

所在地
商号又は名称
担当者氏名
電話番号

1 対象公共工事等

事業名			
履行場所			
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
企業団 担当者	所属 課	氏名	電話番号

2 不当介入をした者

氏名			ほか 人
住所			
団体名		団体 所在地	

3 不当介入の内容等

応対日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
応対者氏名	
応対方法	1. 電話 2. 文書・メール 3. 直接面談 (場所:) 4. その他 ()
内容	

備考

- 何回目の報告であるかが分かるように「第 報」欄に数字を記入してください。
- 「3 不当介入の内容等」の「内容」欄には、相手方の要求内容と態様(相手の文言、態度、口調等)についてそれぞれ詳細に記入してください。

第 5 編

請負工事監督技術基準

請負工事監督技術基準

(目的)

第 1 条 この技術基準は、平成 13 年 2 月 16 日施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 17 条に規定する「適正化指針」第 2、4（3）に基づき大阪広域水道企業団が発注する請負工事の統一的な監督の実施に努めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条

- (1) 「監督」 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員等」 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び現場技術員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
- ① 指 示 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- ② 承 諾 契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
- ③ 協 議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ④ 通 知 監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑤ 受 理 契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑥ 確 認 契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
- ⑦ 立 会 い 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。
- ⑧ 把 握 監督職員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

(監督の実施)

第 3 条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、契約書を示し「共仕」は、土木工事共通仕様書（土木請負工事必携）を示す。

(付 則)

- 1 この監督技術基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この監督技術基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この監督技術基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p> <p>(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(5) 変更設計図面及び数量等の作成</p> <p>(6) 関連工事との調整</p> <p>(7) 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>契約書、設計図書(仕様書、図面、金額を記載しない設計書、補足説明書及び質問回答書)並びに下記の項目について把握する。</p> <p>①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③その他契約の履行上必要な事項</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)並びに受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し、検討のうえ必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。 なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む)する。 一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する二以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示する。</p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第1条 共仕第1編1-1-3</p> <p>契 第10条、第7条の2 共仕第1編1-1-10</p> <p>共仕第1編1-1-4 契 第9条 共仕第1編1-1-3</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 共仕第1編1-1-3 契 第18条</p> <p>契 第2条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(8)工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	契 第23条 共仕第1編1-1-15
(9)契約担当者等への報告		
1)工事中止及び工期の延長の検討並びに報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。	契 第20条 共仕第1編1-1-13
2)一般的な工事目的物の損害の調査及び報告	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。 工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合はその原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第21条
2)一般的な工事目的物の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合はその原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第27条
3)不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因及び損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者等へ報告する。	契 第29条 共仕第1編1-1-38
3)不可抗力による損害の調査及び報告	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第29条
4)第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第28条
5)部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第33条 共仕第1編1-1-22
6)前金払請求時の報告	前金払の請求があった場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第34条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
7)部分払請求時の出来高確認及び報告 8)工事関係者に関する措置請求 9)契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>部分払の請求があった場合は、出来高に関する資料の審査及び既済部分出来高設計書の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p> <p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者(監理技術者)、専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。</p> <p>① 契約書第46条、第47条、第47条の2に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高設計書の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	契 第37条 共仕第1編1-1-21 契 第12条 契 第46条 契 第47条 契 第47条の2 契 第51条 契 第53条
2.施工状況の確認等 (1)事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示 ②既設構造物の把握 ③支給(貸与)品の確認 ④事業損失防止家屋調査の立会い ⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	共仕第1編1-1-37 共仕第1編1-1-16 共仕第1編1-1-35 共仕第1編1-1-7 契 第16条 共仕第1編1-1-8

項目	業務内容	関連図書及び条項
(2)指定材料の確認	<p>設計図書において、監督職員の試験又は確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料は、試験又は調合に立会し確認する。</p> <p>また、設計図書において見本又は品質を証明する資料の提出を規定した材料は、使用前に把握する。</p>	契 第13～14条 共仕第2編第1章 第2節
(3)工事施工の立会い	<p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種について、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	契 第14条
(4)工事施工状況の確認(段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において、〔別表1〕に基づき臨場等により確認を行う。</p>	
(5)工事施工状況の把握	<p>主要な工種について、〔別表2〕に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	
(6)改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第17条
(7)支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないとして認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打合せのうえ引渡し等の措置を行う。</p>	契 第15条 共仕第1編1-1- 16
3.円滑な施工の確保		
(1)地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	

項目	業務内容	関連図書及び条項
(2)関係機関との協議調整	工事にに関して、関係機関との協議・調整における必要な措置を行う。	
4.その他		
(1)現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	共仕第1編1-1-17
(2)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第26条
(3)事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所安全工事施工担当者に報告する。	共仕第1編1-1-29
(4)工事状況の確認	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき大阪広域水道企業団建設工事成績評定要領に基づき評定を行う。	
(5)工事完成検査等の立会	主任監督員、監督員は工事の完成、既済、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	共仕第1編1-1-20
(6)検査日の通知	なお、重要な工事については総括監督員も立会いを行う。 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知する。	共仕第1編1-1-20
		共仕第1編1-1-20

別表1

段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督
重点：重点監督

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 事 項	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、 深さ等	1回/1工事
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化 毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
バーチカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンド ドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施行完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクション ンパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク 攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/150枚 重点:1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/75本 重点:1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	

種別	細別	確認時期	確認事項	確認の程度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込完了(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
場所打杭工	リバーシ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般:1回/3本 重点:全数
		グラウト注入時	使用材料、使用料	一般:1回/3本 重点:全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄柵据付完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン)	支持層	
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物

種別	細別	確認時期	確認事項	確認の程度
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工事
コンクリートダム	掘削工	岩盤面処理	基礎面の乱れ、弛み、油、堆積物、岩片等の有無	1回/1工事
		不良岩盤の処理	破砕帯、断層等の処理	1回/1工事
重要構造物 函渠工 樋門工(樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚ワーキング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立完了時(仮組立が省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般:— 重点:1回/1構造物
ポストテンション T(I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支持工		支持工完了時(支持工変更毎)	吹付けコンクリート厚、ロックボルト打込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	1回/構造の変化毎

種別	細別	確認時期	確認事項	確認の程度
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
下水道工事 地盤改良工	薬液注入工	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本
	超高压地盤改良工 (高压噴射攪拌工)	施工時	使用材料、深度	一般:1回/20本 重点:1回/10本
推進工	推進工	施工時	使用材料、基準高、中心線偏位	一般:1回/工事 重点:1回/100m
		完了時	基準高、中心線偏位、延長	1回/工事
シールド工	一次覆工	施工時	基準高、中心線の偏位、延長	1回/200R
			使用材料	1回/1工事
		完了時	延長、真円度	1回/1工事
	二次覆工	施工時	基準高、中心線の偏位	1回/20打設
		完了時	延長、真円度	1回/1工事
公園緑地工事 植栽工	高木、特殊樹木	施工時	使用材料、植穴、客土等	1回/10本
	中木			1回/50本
	低木			1回/100本
港湾工事 浚渫及び床掘		施工前	区域の水深	1回/1工事
		施工後	区域の水深	1回/1工事
捨石及び被覆石		施工後	均し面高さ、天端高	1回/1工事(潜水確認)
ケーソン製作		鉄筋、型枠完了時	設計図書との対比	1回/1ロット
ケーソン据付		据付完了時	法線に対する出入り、目地間隔、天端高	1回/1函
ブロック据付		据付完了時	法線に対する出入り、目地間隔、天端高	1回/1函

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあつては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。
 なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・一般監督:重点監督以外の工事
- ・重点監督:下記の工事
 - イ. 主たる工種に新工法・新材料を使用した工事
 - ロ. 施工条件が厳しい工事
 - ハ. 第三者に対する影響のある工事
 - ニ. その他

別表2

施 工 状 況 把 握 一 覧

一般：一般監督
重点：重点監督

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 事 項	把 握 の 程 度
オープンケーソン 基礎工 ニューマチック ケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 樋門工(樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚ワーキング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物
ポストテンション T(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	1回/支保工変更毎
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し、締め固め状況	一般：1回/1工事 重点：2~3回/1工事
舗装工	路床、路盤、基層、 表層	舗設時	使用材料、敷均し、締め固め状況、天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000㎡

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 事 項	把 握 の 程 度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工事	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
下水道工事	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
公園緑地工事	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
港湾工事 浚渫及び床掘		浚渫及び床掘時	船種、運搬経路、濁り対策	1回/随時
捨石及び被覆石		施工時	船種、運搬経路、濁り対策、石の規格、均し状況	1回/随時
重要構造物 ケーソン製作		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1回/1ロット
ケーソン据付		据付時	船種、運搬経路、精度、天候	1回/随時
埋立		施工時	余水吐きの機能、砂塵及び悪臭の防止、吸出し防止材の損傷、土砂の品質	1回/随時

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単位構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・一般監督:重点監督以外の工事
- ・重点監督:下記の工事
 - イ. 主たる工種に新工法・新材料を使用した工事
 - ロ. 施工条件が厳しい工事
 - ハ. 第三者に対する影響のある工事
 - ニ. その他

〈参考〉

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という)

なお、対象工事は下記のイ～二のとおりとし、契約後すみやかに監督職員が適用工種を定めるものとする。

イ. 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

ロ. 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び最大支間長100m以上の橋梁工事
- ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道、道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム(堤体高30m以上)
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ちPC橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア(躯体高30m以上)

ハ. 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ. その他

- ・低入札調査基準価格を下回る価格で落札した工事
- ・事務所長が必要と認めた工事

第 6 編

建設副産物適正処理推進要綱

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/006_kensetsuhukusanbutsu_2.pdf

第 7 編

再生資源の利用の促進について

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/007_saiseishigen_2.pdf

第 8 編

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/008_souonshindoutaisaku20_2.pdf

第 9 編

コンクリート中の塩化物総量規制及び アルカリ骨材反応抑制対策実施要領

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/009_arukotsuhannou_2.pdf

第 10 編

薬液注入工法による建設工事の

施工に関する暫定指針

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4811/00320333/010_yakuekityuunyuushishin.pdf

第 1 1 編

薬液注入工法に係る施工管理等について

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/011_yakuekiyuunyuukanri_2.pdf

第 12 編

水質汚濁にかかる環境基準について

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/012_suishitsuodakuki_jyun_2.pdf

第 13 編

セメント及びセメント系固化材を
使用した改良土の六価クロム溶出
試験実施要領(案)

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/013_rokkakuromuyousyutsusiken_2.pdf

第 14 編

R I 計器を用いた盛土の 締固め管理要領(案)

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/014_rimoridokanri_2.pdf

第 15 編

「土木コンクリート構造物の品質管理について」に係るテストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査について

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/015_tesutoharmahibiwaretyousa_2.pdf

第 16 編

監理技術者制度

監理技術者制度

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めている。また、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

～国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」より引用～

以下、同マニュアルを参照

第 17 編

建設業退職金共済制度に 関する暫定指導事項

建設業退職金共済制度に関する
暫定指導事項

大阪広域水道企業団

建設業退職金共済制度は中小企業退職金共済法に基づき、建設現場で働く人たちのために設けられた退職金制度である。

この制度は、労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、その日数分の掛金が通算されて、退職金が支払われるという仕組みになっており、短期間に職場を転々と移動して雇用される労働者にとって、福祉の充実から、有意義な制度である。

しかし、昭和39年の本制度創設以来、50数年経過しているにもかかわらず、本制度の普及状況は未だ十分であるとは言えないので、今般、本制度の普及徹底を図るため、下記のとおり「暫定指導事項」を定める。

なお、本「暫定指導事項」は本制度を取り巻く諸々の状況変化に対応して、随時改定する可能性があることを書き添えておく。

記

1. 元請業者は、施工に際して、大阪広域水道企業団工事共通仕様書に記載されている本制度に関する事項を遵守すること。
2. 元請業者は、下請業者に対する監督・指導を通じて、本制度の普及・啓発を図るとともに、当該工事に従事する対象労働者（建設現場で働く労働者で、退職金制度の完備された会社の長期雇用者ではなく、中小企業退職金共済制度に加入していない短期雇用労働者や期間雇用者等）を掌握し、必要とされる証紙を購入し、対象労働者の請求に応じて証紙の貼付を行うなど本制度の十分な活用のために求められる諸々の行為を行うこと。
3. 上記2.において、下請業者が証紙購入あるいは貼付を直接行う場合には、元請業者は、下請業者の協力を得ながら掛金収納書等必要な書類を集約して、その実施状況の把握に努め、また適正な履行のため下請業者を適宜指導すること。
4. 元請業者は、理由の如何にかかわらず必ず本制度に加入するとともに、当該工事現場の見易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示し、また下請業者及び労働者に対して本制度の啓発を行うこと。
(現場内に事務所などを設置しない等のため、適当な掲示箇所のない工事現場においては、当該標識を平板等に張り付け、立て札タイプで掲示すること)
5. 元請業者は、契約締結後速やかに「建退共契約者証」写しを、また大手業者の場合は「事務受託者証」写しを本企業団監督員に提出し、何時でも証紙購入可能な状態にあることを説明すること。

6. 元請業者は、契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書届を本企業団監督員に提出するものとし、その際証紙購入に当たっての計画・考えを示し、証紙貼付不足が生じないことの説明をすること。
(この場合、分割購入計画の申し出をする場合は、以後追加の掛金収納書届があるたびに、同様の説明をすること)
また、下請業者がある場合は、下請業者一覧表を提出すること。
7. 元請業者は、上記6. について、定められた期間内に掛金収納書届の提出が出来ない特別の事情がある時は、あらかじめその事由と今後の証紙購入予定を申し出て、その申立書を本企業団監督員に提出すること。
8. 元請業者は、上記6. について、当該工事に従事する対象労働者がいない等のため掛金収納書届を本企業団に提出できない事由があるときは、掛金収納書届に代えて、関係説明書類を添付した理由書を本企業団監督員に提出すること。
9. 元請業者あるいは数次の下請業者は、それぞれが購入する全証紙枚数は、常に必ず当該工事に従事するその時の延べ対象労働者数相当であるように必要証紙を先々購入すること。
10. 元請業者は、下請業者の協力を得ながら当該工事に従事した現場全労働者のうち特に対象労働者の就業状況を常に把握するため、証紙受払簿や建退共運営計画書及び同実績報告書などの書類整備をすること。
但し、建退共運営計画書については、当面の間、大規模な構造物を構築しない工事においては省略してもよいものとする。
11. 元請業者は、上記10. について、工事期間中随時、本企業団監督員の要求に応じてこれら関係書類をもとに、証紙貼付状況等を説明すること。
12. 元請業者は、契約変更時において必ず上記11. に準じて証紙追加購入の有無等を本企業団監督員に説明し、貼付不足が生じないように適正な対応をとること。
13. 元請業者は、工事完成時において、追加掛金収納書届や証紙受払簿や建退共運営計画書及び同実績報告書などを本企業団監督員に提出し、適正に履行した旨の説明をすること。
但し、建退共運営計画書については、当面の間、大規模な構造物を構築しない工事においては省略してもよいものとする。
14. 上記2. に掲げる元請業者の責任が十分に果たされず、また本制度の実施推進に対する取組が不熱心（本企業団監督員への書類提出や報告等が不履行で、非協力的態度を含む）で適正でない（虚偽記載、同報告、報告漏れ等も含む）場合は、当該工事の工事成績点において考慮することがあるので、十分に注意すること。

附記：本「暫定指導事項」は、平成29年4月1日から施行する。

建 退 共 運 営 計 画 書

【作成記入例】

工 種	職 種	令和4年	令和5年												令和6年		合 計
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
準 備 工	作業員			22	15												37
調 査 工	作業員			5	20									15			40
発進立坑築造工	作業員			30	8	60	80	183	169	122	139			211	342	362	1706
泥水式推進工	作業員									120	250	250	250	250			1120
薬液注入工	作業員								125	42	30						197
附 帯 工	作業員						25	340	8	37	108	144					662
合 計				57	43	60	105	523	302	321	527	394	250	476	342	362	3762
建退共対象外予定者				22	17	24	42	209	120	128	210	157	127	163	81	69	1369
対 象 者 累 計				35	61	97	160	474	656	849	1166	1403	1526	1839	2100	2393	2393
証紙購入計画				1500								1000					
証 紙 残 数				1465	1439	1403	1340	1026	844	651	334	1097	974	661	400	197	

1-17-3

工 事 名	
工 期	
受注者名	

建退共運営実績報告書

【作成記入例】

工 種	職 種	令和4年	令和5年												令和6年		合計
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
準備工	作業員				34 25	57 42											91 67
調査工	作業員					6 3								15 5			21 8
発進立坑築造工	作業員					20 13	120 82	177 124	235 160	50 34				17 10	169 126	315 293	1103 842
泥水式推進工	作業員											191 94	246 123	295 148	357 181	56 27	1145 573
薬液注入工	作業員							110 78	128 51	189 76	225 90						652 295
附帯工	作業員				50 30	59 34	90 70	92 73		12 5	67 42	84 65	49 31	10 3			513 353
交通整理員	保安工					2 0	34 12	53 23	54 24	70 36	54 28	56 27	54 28	48 22	39 21	30 18	494 239
合計					84 55	144 92	244 164	432 298	417 235	321 151	537 254	386 215	398 207	447 221	264 174	345 311	4019 2377
建退共対象外人員					29	52	80	134	182	170	283	171	191	226	90	34	1642
対象者累計					55	147	311	609	844	995	1249	1464	1671	1892	2066	2377	2377
証紙拒否者					0	0	12	0	0	12	0	0	12	0	0	0	36
証紙配付枚数					55	92	152	298	235	139	254	215	195	221	174	311	2341
証紙配付累計					55	147	299	597	832	971	1225	1440	1635	1856	2030	2341	2341
証紙購入					1500								700			141	
証紙残数					1445	1353	1201	903	668	529	275	60	565	344	170	0	0

1-17-4

※ 上段：作業員実績
下段：建退共対象人員実績（内数）

工 事 名	
工 期	
受注者名	

下請業者一覧表

令和 年 月 日作成

No.	下請業者名	予定工事量金額千円	退職金制度			
			建退共	中退金	自社	その他
1	(株)〇〇建設	54,000	○			
2	(株)〇〇組	43,000		○		
3	(株)〇〇建材	32,000			○	
4	(株)〇〇商会	21,000	○	○		
5	(株)〇〇塗装店	10,000		○	○	
6	(株)〇〇製作所	9,000	○		○	
7	〇〇建設(株)	7,000	○	○	○	
8	〇〇重機(株)	5,000				〇〇制度
9	〇〇工業(株)	45,500			○	
10	〇〇興産(株)	34,500		○		
11	(有)〇〇	23,500				無

[参考]

理 由 書

令和 年 月 日

様

住 所
受注者 会 社 名
代表者名

下記の工事において、建設業退職金共済制度の対象となる作業員の雇用を予定しておりませんので、建退共掛金収納書を提出できないことをお届けします。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
添付書類	・ 下請業者一覧表

[参考]

申 立 書

令和 年 月 日

様

住 所
受注者 会 社 名
代表者名

下記の工事において、期間内に建退共掛金収納書届の提出ができませんのでよろしくお願ひします。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
理 由	

第 18 編

土木工事安全施工技術指針

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/018_anzenshishin_2.pdf

第 19 編

建設機械施工安全技术指針

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/019_kensetsukikaisekou_2.pdf

第 20 編

建設工事公衆災害防止対策要綱

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/019_kensaibour1920_2.pdf

第 2 1 編

工事現場における 標示施設等の設置基準

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/021_hyoujisetsusettikizyun_2.pdf

第 2 2 編

道路工事保安施設設置基準(案)

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/dourokoujihoansi setusettuchiki jyunnr43_2.pdf

第 2 3 編

非破壊試験によるコンクリート構造物中の 配筋状態及びかぶり測定要領

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/023_hihakaisikenyouryou_2.pdf

第 2 4 編

微破壊・非破壊試験による

コンクリート構造物の強度測定要領

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/024_bihakaihihakai shiken_2.pdf

第25編

レディーミクストコンクリート

単位水量測定要領（案）

大阪府都市整備部 土木請負工事必携 【最新版】 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/025_tanisuiryousokuteiouryou_2.pdf

第 26 編

大阪広域水道企業団 公共測量作業規程

大阪広域水道企業団公共測量作業規程

(趣旨)

第1条 この規定は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規定に基づき、大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)が行う公共測量の作業方法等について必要な事項を定める。

(準用規程)

第2条 企業団が行う公共測量の作業方法等については、作業規程の準則(平成25年国土交通省告示第286号。以下「準則」という。)を準用する。

(読替え)

第3条 準則において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「大阪広域水道企業団が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第2号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年7月25日から施行する。

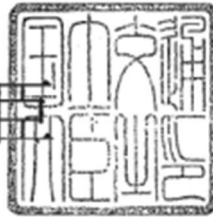
公共測量作業規程承認書

大阪広域水道企業団企業長

平成 23 年 7 月 15 日 付け 企契 第 396 号 で 申請 の あつ た 大 阪 広 域
水 道 企 業 団 公 共 測 量 作 業 規 程 は、測 量 法 (昭 和 24 年 法 律 第 188 号)
第 33 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 承 認 す る。

平成 23 年 7 月 25 日

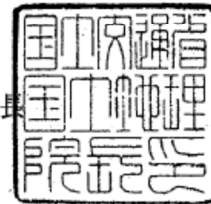
国土交通大臣



国地企指第98号
令和2年4月1日

測量計画機関の長 殿

国土地理院長



作業規程の準則の一部改正について（通知）

今般、測量法（昭和24年法律第188号）第34条に基づく作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の一部が、令和2年3月31日付け国土交通省告示第461号（別紙1参照）により改正されましたので、通知します。

なお、改正概要及び測量計画機関における必要な対応は、別紙2のとおりです。

(本文)

○国土交通省告示第四百六十一号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第
三十四条の規定に基づき、作業規程の準則(平
成二十年国土交通省告示第四百十三号)の一
部を改正したので、その関係書類は、(国土
交通省告示第四百十三号)に備え
置いて閲覧に供する。
茨城県つくば市北郷一番(国土交通省
令)和二年三月三十一日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

作業規程の準則の一部改正について

1. はじめに

測量計画機関が公共測量を実施しようとする場合、当該測量について、測量の方法、観測機械の種類、精度等について規定した作業規程を定め、国土交通大臣の承認を得る必要があります。すでに承認を得ている作業規程を変更する場合も同様に変更承認の手続が必要です。測量は専門的で内容が広範囲にわたるため、国土交通大臣は、公共測量の一般的な規範（手本）として、測量法 34 条に基づく「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を定めており、多くの測量計画機関は、準則を準用して公共測量を実施しています。この度、下記の内容を反映させるため、準則の一部改正を行いました。

今回の一部改正に関する書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷 1 番）に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。新旧対照表も掲載しています。

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

2. 主な準則の改正内容について

① 「GNSS 測量機による水準測量」の追加

GNSS 測量により 3 級水準点を設置する測量方法を規定しました。近傍に水準点があなくても 3 級水準点を設置することが可能となり、時間・経費が削減することが期待されます。

② 「地上レーザスキャナ」及び「UAV」を使用した測量の追加

地形測量及び写真測量に「地上レーザスキャナ」及び「無人航空機（UAV：Unmanned Aerial Vehicle 通称ドローン）」を使用した測量を追加しました。どちらの測量でも地図情報レベル 250 及び 500 の数値地形図データを作成できます。

また、3次元の点群データの整備について、新たに「三次元点群測量」という編を設けました。この編では、地上レーザスキャナの狭い範囲における精密な三次元点群の取得基準並びに UAV 写真の三次元形状復元（SfM / MVS）ソフトウェアによる方法が規定されています。

③ 車載写真レーザ測量機器の性能基準等の明確化

車載写真レーザ測量に使用する「IMU」のセンサ部の 3 軸（ローリング、ピッチング、ヘディング）の傾き及び加速度計測のデータ取得間隔について、性能基準を明確に

しました。併せて、キャリブレーションを行う構成機器について、センサ部の形式による違い（固定式と着脱式）を明確にしました。

3. 準則を準用している測量計画機関における対応について

測量法第33条第1項に基づく公共測量作業規程の制定について、貴機関は準則を準用しているため、引き続き最新の準則を準用する場合、作業規程の変更承認申請手続は必要ありません。

各測量計画機関における公共測量作業規程登録情報は、以下を参照ください。

http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_SagyouKitei/Kensaku9.aspx

作業規程の承認申請に関する手続きは以下を参照ください。申請に必要な様式をダウンロードして、管内の地方測量部等に書面で提出ください。

http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index_tetsuduki.html#1

4. その他

本改正の内容を、貴機関の関係部署へ周知願います。

<問合せ先>

別紙、問い合わせ一覧のとおり

(問い合わせ一覧)

担当者	管轄	連絡先
北海道地方測量部 公共測量担当	北海道	電話番号：011 (709) 2311 (内線 4508、4531) FAX：011 (709) 2498 E-Mail gsi-koukyou-ho@gxb.mlit.go.jp
東北地方測量部 公共測量担当	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	電話番号：022 (295) 8611、8544 FAX：022 (256) 9663 E-Mail gsi-to-koukyo@gxb.mlit.go.jp
関東地方測量部 公共測量担当	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県、長野県	電話番号：03 (5213) 2053 FAX：03 (5213) 2077 E-Mail gsi-kt-kokyo@gxb.mlit.go.jp
北陸地方測量部 公共測量担当	新潟県、富山県、 石川県、福井県	電話番号：076 (441) 0888、0933 FAX：076 (441) 0889 E-Mail gsi-hr-pub-o@gxb.mlit.go.jp
中部地方測量部 公共測量担当	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	電話番号：052 (961) 5509 FAX：052 (961) 5639 E-Mail gsi-cb-kokyo@gxb.mlit.go.jp
近畿地方測量部 公共測量担当	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	電話番号：06 (6941) 4507、4930 FAX：06 (6941) 4427 E-Mail gsi-kinki-pub@gxb.mlit.go.jp
中国地方測量部 公共測量担当	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	電話番号：082 (221) 9743、9840 FAX：082 (221) 4950 E-Mail gsi-cg-kokyo@gxb.mlit.go.jp
四国地方測量部 公共測量担当	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	電話番号：087 (811) 1900 FAX：087 (811) 1920 E-Mail gsi-si-koukyog@gxb.mlit.go.jp
九州地方測量部 公共測量担当	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	電話番号：092 (411) 7916、7881 FAX：092 (411) 7882 E-Mail gsi-kokyo-ku@gxb.mlit.go.jp
沖縄支所 公共測量担当	沖縄県	電話番号：098 (855) 2595 FAX：098 (855) 2596 E-Mail gsi-oki-g@gxb.mlit.go.jp

又は国土院企画部測量指導課 公共測量係
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
電話番号：029 (864) 1111 (内線 3253)
E-mail gsi-koukyou@gxb.mlit.go.jp

第 2 7 編

給水装置工事施行基準

給水装置工事施行基準

1. 施行基準

給水装置工事を行う場合の基準等については、各水道センターに問い合わせること。